

女子美術大学
大学の運営に関する方針

令和4年2月10日 学長決定

女子美術大学は、理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関する方針を以下の通り定める。

- 1 学長が適切なリーダーシップを発揮しながら円滑に大学運営を行うため、学長の意思決定を補佐する体制を整備するほか、教学運営に関する必要な方針を定めるための会議を設置し、教授会や委員会等との連携を図る。また、学長の命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことがある。
- 2 大学運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効果的に行えるよう事務組織を設け、法令遵守の下で最大の効果を上げるべく、教職員が一体となって安定的な大学運営に取り組む教職協働体制を強化する。また、全ての教職員の専門性と資質・意欲の向上のための取組を推進する。
- 3 中期事業計画に基づき、年度毎に事業計画を策定する。中間及び年度末の達成度を評価し、全学的に計画の実現に向けた取組を推進する。
- 4 教育研究活動を安定して遂行する財務基盤を確立するため、中期財務計画に基づき、重要課題への対応を中心に予算を編成し、厳正な管理や執行を行う。また、学納金以外の収入の安定的な確保や収支バランスの適正化に努める。